

下妻市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和4年10月1日以降)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A 2 1111	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176単位	1,176
A 2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39単位	39
A 2 1211	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349単位	2,349
A 2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77単位	77
A 2 1321	訪問型独自サービスⅢ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727
A 2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123
A 2 2411	訪問型独自サービスⅣ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268単位	268
A 2 2511	訪問型独自サービスⅤ	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で9回から8回まで	272単位	272
A 2 2621	訪問型独自サービスⅥ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	287単位	287
A 2 1411	訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満) ※1月につき22回まで	167単位	167
A 2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A 2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A 2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A 2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A 2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A 2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A 2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A 2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A 2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A 2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A 2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200
A 2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A 2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A 2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の137/1000 加算	
A 2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の100/1000 加算	
A 2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位の55/1000 加算	
A 2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A 2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A 2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	

色分けルール
・水色⇒新設